

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和元年7月22日（令和元年（行情）諮問第179号）

答申日：令和2年3月16日（令和元年度（行情）答申第604号）

事件名：特定年度皇居外苑濠における濠水管理実証試験業務に係る企画書等審査基準及び採点表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度皇居外苑濠における濠水管理実証試験業務」に係る企画書等審査基準及び採点表」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月24日付け環自皇発第1904241号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

選定された技術は、環境を好転するどころか悪化させる可能性があるとして懸念しており、行政文書開示の請求を行いました。しかしながら、受領した開示文書は、会社名、外部審査員名、配点及び合計点は一部を除いて殆ど開示されておらず、開示とは言えない内容となっています。5社あるなかで、少なくとも当社と選定会社の各配点（及び合計点）は開示するのが妥当と考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成31年3月28日付けで本件対象文書を含む文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同年4月2日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成31年4月24日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和元年6月10日付けで諮問庁に対して「行政文書開示決定通知書2に記載の処分を取り消す。」との裁決を求

めるといふ趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、
諮問庁は同月11日付けでこれを受理した。

- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求の対象となる文書として、企画競争方式により公示を行った「特定年度皇居外苑濠における濠水管理実証試験業務」における、選定された法人の提案書の抜粋（「提案技術の詳細」に係る部分）及び企画提案会における各審査員の採点結果と審査基準を一覧にした採点表を特定した。

採点表における、選定されなかった法人の名称については、当該事実が公にされることにより、応募案件に係る当該法人等に対する評価にとどまらず、当該法人全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までも低下させるおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示としたものである。

審査員ごとの素点について、公にすることにより、特定の委員への不当な圧力が加えられるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示としたものである。

審査員のうち、外部有識者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報で法5条1号に該当するため、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているので、その主張について検討する。

(1) 選定されなかった会社名について

選定されなかった法人の名称については、当該事実が公にされることにより、応募案件に係る当該法人等に対する評価に留まらず、当該法人全体に対する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までも低下させるおそれがあるため、法5条2号イに基づき不開示とした。

(2) 外部審査員の氏名について

企画提案会の審査員のうち、外部有識者の氏名は公表しておらず、今後も類似業務が想定されることから公表する予定もない。以上のことから、外部有識者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報であり、公にされている事実もないことから、法5条1号に基づき不開示とした。

(3) 配点及び合計点について

今後も類似業務が想定されること、各審査員の配点及び審査員毎の

合計点を公にすることにより、特定の委員への不当な圧力が加えられるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに基づき、不開示とした。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 令和2年2月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年度皇居外苑濠における濠水管理実証試験業務」に係る企画書等審査基準及び採点表」であり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 採点表における、選定されなかった法人の名称について

当該部分は、本件審査請求に係る企画競争業務に応募した法人の名称であり、これを公にすると、当該業務に係る当該法人等に対する評価のみにとどまらず、当該法人等全体に対する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までを低下させるおそれがあることを否定することはできず、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 外部審査員の氏名について

当該部分は、外部審査員の姓であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

当該外部審査員について、諮問庁は、企画審査委員会において審査・評価等を行うため、学識経験者や専門家などを対象に委嘱された者であ

り、氏名等は公表しておらず、公表する予定もない旨説明するので、諮問庁から、企画書審査の手順を含む企画競争説明書の提示を受けて当審査会において確認したところ、諮問庁の上記説明を覆す事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 各審査員の採点（項目別の採点及び合計点）について

ア 当該部分は、企画書審査委員会の委員となっている各審査員の項目別の採点及びその合計点である。

イ 環境省職員である審査員の採点について

審査員の姓が開示されていることから、当該部分を公にすると、審査員が応募者等の利害関係者等から、その採点に関し、いわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のやり直しを不当に要求され、又は委員がそのような不当な圧力等を危惧することにより、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 外部審査員の採点について

(ア) 当審査会事務局職員をして、企画審査委員会の開催の状況及び外部審査員の採点部分について、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

企画審査委員会には全審査員が出席し、応募者から企画提案についての説明を受けた後、提案内容に対する質疑応答等を行った上で、採点を行っているが、当該委員会の場において、応募者の説明等に対して、直接、厳しい指摘や発言を行う外部審査員もおり、そうしたことが採点にも反映されていることなどを踏まえると、外部審査員の採点を公にした場合、応募したが採用されなかった法人の関係者に、質疑の内容等から、審査を行った特定の外部審査員が推測されるおそれがあるため不開示とした。

(イ) 諮問庁の上記（ア）の説明は、外部審査員が3人であることを考慮すると首肯でき、当該部分を公にすると、応募したが採択されなかった法人の関係者においては、審査の過程における質疑の内容等から外部審査員を特定する手掛かりとなり得るほか、環境省職員2名の採点結果を推測させるものとなる。したがって、審査員が応募者等の利害関係者等から、その採点に関し、いわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のやり直しを不当に要求され、又は委員がそのような不当な圧力

等を危惧することにより、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれは否定し難い。

エ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子